

広島市報

定期第1123号
令和6年1月4日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

規則

- 広島市衛生事務委任に関する規則等の一部を改正する規則（第50号）.....3
- 広島市公園条例施行規則の一部を改正する規則（第51号）.....3

告示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定.....4
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定.....4
- 介護保険法による指定事業者の指定.....5
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 11件.....5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....11
- 市営住宅の家賃変更.....11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新 2件.....11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関から変更の届出.....12
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関から廃止の届出.....12
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 2件.....12
- 公共下水道の供用開始.....13

- 公共下水道の終末処理場による下水の処理開始.....13
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 6件.....14
- 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道事業受益者負担に関する条例による令和5年4月1日付け広島市告示第147号で告示した地番の一部取り消し.....17
- 令和5年第6回広島市議会定例会の招集.....17
- 自転車等の所有権の取得.....17
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....17
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者から変更の届出.....17
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止の届出.....17
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止の届出.....17
- 広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の廃止の届出.....18
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（中区）.....18
- 放置自転車等の撤去（中区）.....18
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....18
- 放置自転車等の撤去（中区） 2件.....18
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区） 2件.....18
- 放置自転車等の撤去（中区） 2件.....18
- 道路の区域変更（中区）.....19
- 道路の供用開始（中区）.....19
- 放置自転車の撤去（東区） 2件.....19
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（東区）.....19
- 中山上組町内会の変更（東区）.....19
- 長期間駐車されていた自転車の移動（東区）.....19

- 2件.....20
- 放置自転車の撤去（東区）.....20
- 放置自転車等の撤去（南区） 3件.....20
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....20
- 放置自転車等の撤去（南区）.....20
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....20
- 放置自転車等の撤去（南区）.....21
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....21
- 放置自転車等の撤去（南区） 2件.....21
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....21
- 放置自転車等の撤去（南区）.....21
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....21
- 放置自転車等の撤去（南区）.....21
- 放置自転車等の撤去（西区） 2件.....21
- 道路の区域変更（西区）.....22
- 道路の供用開始（西区）.....22
- 放置自転車等の撤去（西区） 6件.....22
- 建築基準法による道路の指定（安佐南区）.....23
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐南区）.....23
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....23
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区） 2件.....23
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....23
- 建築基準法による道路の位置の廃止（安佐南区）.....23
- 道路の区域変更（安佐南区）.....24
- 道路の供用開始（安佐南区）.....24
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）.....24
- 放置自転車等の撤去（安佐北区）.....24
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）.....24
- 放置自転車等の撤去（安佐北区）.....24
- 道路の区域変更（安佐北区）.....24
- 道路の供用開始（安佐北区）.....25
- 建築基準法による道路の位置の変更（安佐北区）.....25
- 道路の区域変更（安芸区）.....25
- 道路の供用開始（安芸区）.....25
- 放置自転車等の撤去（安芸区）.....25
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安

- 芸区）.....25
- 放置自転車等の撤去（安芸区） 2件.....26
- 道路の区域変更（佐伯区）.....26
- 道路の供用開始（佐伯区）.....26
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件.....26
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....26
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件.....26
- 選 管 告 示**
- 公職選挙法による公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書を改める旨の報告の公表.....27
- 教育委員会告示**
- 広島市教育委員会議（定例会）の開催.....27
- 監 査 公 表**
- 令和5年9月13日付け第834号で受け付けた広島市職員に関する措置請求についての監査結果の公表.....28

条 例

広島市規則第 50号

令和5年1月17日

広島市衛生事務委任に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市衛生事務委任に関する規則等の一部を改正する規則

(広島市衛生事務委任に関する規則の一部改正)

第1条 広島市衛生事務委任に関する規則(昭和31年広島市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第27号ア中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改め、同号イ中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

(広島市旅館業法施行条例施行規則の一部改正)

第2条 広島市旅館業法施行条例施行規則(昭和55年広島市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を削る。

第3条の見出し中「合併」を「譲渡、合併」に改め、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定により承認を申請した当該譲渡に係る譲受人は、その承認を受けたときは、速やかに、その承認前の事項を記載した許可証に保健所長が必要と認める書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

第3条第1項中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第3条の2第1項の規定により譲渡による営業者の地位の承継の承認を受けようとする者は、所定の申請書に保健所長が必要と認める書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

(広島市興行場法施行条例施行規則の一部改正)

第3条 広島市興行場法施行条例施行規則(昭和55年広島市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を削り、同条の次に次の1条を加える。

(譲渡による地位の承継の届出)

第2条の2 法第2条の2第2項の規定により譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、所定の届出書に次に掲げる書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

- (1) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
(2) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び当該法人の登記事項証明書
(3) 営業許可証
(4) その他保健所長が必要と認める書類

第6条中「並びに第3条及び第4条」を「及び第2条の2から第4条

まで」に、「停止し」を「停止し、」に改める。

(広島市公衆浴場法施行条例施行規則の一部改正)

第4条 広島市公衆浴場法施行条例施行規則(昭和55年広島市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を削る。

第3条の見出し及び同条中「相続」を「譲渡、相続」に改める。

(広島市クリーニング業法施行条例施行規則の一部改正)

第5条 広島市クリーニング業法施行条例施行規則(平成25年広島市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書を削る。

(広島市理容師法施行条例施行規則の一部改正)

第6条 広島市理容師法施行条例施行規則(平成25年広島市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書を削る。

(広島市美容師法施行条例施行規則の一部改正)

第7条 広島市美容師法施行条例施行規則(平成25年広島市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書を削る。

附 則

この規則は、令和5年1月13日から施行する。

広島市規則第 51号

令和5年1月17日

広島市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市公園条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 広島市公園条例施行規則(昭和39年広島市規則第22号)の一部を次のように改正する。

別表第2電光表示盤の項中

Table with 3 columns: 施設名, 単位, 数値. Rows include 広島広域公園陸上競技場, 広島広域公園第一球技場, 広島広域公園第二球技場, 広島広域公園テニスコート.

を

Table with 3 columns: 施設名, 単位, 数値. Rows include 広島広域公園陸上競技場, 広島広域公園第二球技場, 広島広域公園テニスコート.

に改め、

同表大型映像表示装置の項を次のように改める。

Table with 4 columns: 装置名, 施設名, 単位, 数値. Rows include 大型映像表示装置, 広島広域公園陸上競技場, 広島広域公園第一球技場.

別表第2備考の2中「場合」の右に「(備考の4に規定する場合を除く。)」を加え、同表備考に次のように加える。

4 広島広域公園第一球技場の大型映像表示装置を利用して競技に必要と認められる文字、数字及び記号のみを表示する場合の金額は、1式1日につき9,600円とする。

第2条 広島市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2電光表示盤の項中

広島広域公園陸上競技場	1式1日	16,010	を
広島広域公園第二球技場	につき	9,600	
広島広域公園テニスコート		9,600	

広島広域公園陸上競技場	1式1日	16,010	に改め、
広島広域公園テニスコート	につき	9,600	

同表大型映像表示装置の項を次のように改める。

大型映像表示装置	広島広域公園陸上競技場	1時間に	7,020
	広島広域公園第一球技場	つき	7,020
	広島広域公園第二球技場		7,020

別表第2備考の4中「広島広域公園第一球技場」の右に「及び広島広域公園第二球技場」を加える。

附 則

この規則中第1条の規定は令和5年11月23日から、第2条の規定は

告 示

広島市告示第428号

令和5年11月1日

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和5年11月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社マグネット	マグネット中	広島市中区富士見町6番1-301号	訪問介護
株式会社さくらモンデックス	さくら・介護ステーション満天のケア	広島市南区松川町6番16号第3佐野ビル101号	訪問介護
さくらケア合同会社	訪問介護さくらケア	広島市南区向洋新町一丁目20番8号	訪問介護
株式会社ひかり	訪問看護ステーションそれいゆ広島東	広島市東区東蟹屋町10番33号	訪問看護及び介護予防訪問看護
有限会社平野	訪問看護ステーションふあみりい	広島市安佐北区あさひが丘一丁目1番8号	訪問看護及び介護予防訪問看護
昌明産業株式会社	訪問看護ステーションプラнка	広島市安芸区船越南三丁目23番2号	訪問看護及び介護予防訪問看護
ほほえみ株式会社	ほほえみ訪問看護ステーション広島西	広島市佐伯区八幡東四丁目26番5号	訪問看護及び介護予防訪問看護

広島市告示第429号

令和5年11月1日

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項及び第54条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条の11第1号又は第115条の20第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和5年11月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
有限会社百樹	グループホームなだの郷	広島市南区青崎二丁目16番15号	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活

介護

広島市告示第430号

令和5年11月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第7条第1項の規定により告示します。

指定年月日 令和5年11月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社マグネット	マグネット中	広島市中区富士見町6番1-301号	訪問介護サービス
株式会社さくらモンデックス	さくら・介護ステーション満天のケア	広島市南区松川町6番16号第3佐野ビル101号	訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービス
さくらケア合同会社	訪問介護さくらケア	広島市南区向洋新町一丁目20番8号	訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービス

広島市告示第431号

令和5年11月6日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 広島センター・基町ビル
 - 所在地 広島市中区基町10番地11ほか
- 大規模小売店舗を設置する者

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
代表取締役 辻上 広志
東京都千代田区外神田四丁目14番1号
株式会社広島バスセンター
代表取締役 岡村 清治
広島市中区基町6番27号
株式会社そごう・西武
代表取締役 林 拓二
東京都豊島区南池袋一丁目18番21号
- 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
別紙のとおり

- 変更年月日

別紙のとおり
 - 届出年月日

令和5年5月2日
 - 届出書の縦覧場所
 - 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所市民部区政調整課
 - 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - 縦覧期間

令和5年11月6日から令和6年3月6日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
 - 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで
 - 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
 - 意見書の提出期限及び提出先
 - 提出期限 令和6年3月6日
 - 提出先

〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- 別紙 略

広島市告示第432号

令和5年11月6日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 フジグラン広島
 - 所在地 広島市中区宝町2番1
- 大規模小売店舗を設置する者

株式会社フジ
代表取締役 山口 普
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
- 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

別紙1のとおり
(変更後)
別紙2のとおり

4 変更年月日
別紙1及び別紙2のとおり

5 届出年月日
令和5年8月16日

6 届出書の縦覧場所
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
(1) 縦覧期間
令和5年11月6日から令和6年3月6日まで。ただし、
広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)
第1条第1項に規定する休日を除く。
(2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先
(1) 提出期限 令和6年3月6日
(2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1及び別紙2 略

広島市告示第433号

令和5年11月6日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ラクア緑井
(2) 所在地 広島市安佐南区緑井五丁目1369番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社フジ
代表取締役 山本 普
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
ほか2者

3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙のとおり
(変更後) 別紙のとおり

4 変更年月日
別紙のとおり

5 届出年月日
令和5年8月16日

6 届出書の縦覧場所
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
(1) 縦覧期間
令和5年11月6日から令和6年3月6日まで。ただし、
広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)
第1条第1項に規定する休日を除く。
(2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先
(1) 提出期限 令和6年3月6日
(2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第434号

令和5年11月6日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ホームセンターコーナン中野東店
(2) 所在地 広島市安芸区中野東七丁目4301番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
三菱HCキャピタル株式会社
代表取締役社長 久井 大樹

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 略
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 略

4 変更年月日

- (1) 令和5年4月1日
- (2) 令和5年3月27日

5 届出年月日

令和5年8月22日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
令和5年11月6日から令和6年3月6日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和6年3月6日
- (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第435号

令和5年11月6日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サンリブ五日市
- (2) 所在地 広島市佐伯区八幡一丁目24番17号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

代表取締役 菊池 毅

北九州市若松区本町二丁目17番1号

3 変更事項

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
別紙1のとおり
(変更後)
別紙2のとおり

4 変更年月日

別紙1及び別紙2のとおり

5 届出年月日

令和5年8月28日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
令和5年11月6日から令和6年3月6日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和6年3月6日
- (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1及び別紙2 略

広島市告示第436号

令和5年11月6日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サンリブ可部

(2) 所在地 広島市安佐北区可部五丁目 1 1 番 1 7 号

2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社サンリブ
代表取締役 菊池 毅
北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号

3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
別紙 1 のとおり
(変更後)
別紙 2 のとおり

4 変更年月日
別紙 1 及び別紙 2 のとおり

5 届出年月日
令和 5 年 8 月 2 8 日

6 届出書の縦覧場所
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市安佐北区可部四丁目 1 3 番 1 3 号
広島市安佐北区役所市民部政調課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
(1) 縦覧期間
令和 5 年 1 1 月 6 日から令和 6 年 3 月 6 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
(2) 縦覧のできる時間帯
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先
(1) 提出期限 令和 6 年 3 月 6 日
(2) 提出先
〒 7 3 0 - 8 5 8 6
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 1 及び別紙 2 略

~~~~~

広島市告示第 4 3 7 号  
令和 5 年 1 1 月 6 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名 称 グランアークテラス  
(2) 所在地 広島市東区若草町 1 7 0 0 番

2 大規模小売店舗を設置する者  
三井住友信託銀行株式会社  
支配人 高岡 良典  
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

3 変更事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 支配人 森本 新吾  
(変更後) 支配人 高岡 良典

4 変更年月日  
令和 5 年 4 月 1 日

5 届出年月日  
令和 5 年 9 月 1 2 日

6 届出書の縦覧場所  
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課  
(2) 広島市東区東蟹屋町 9 番 3 8 号  
広島市東区役所市民部政調課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
(1) 縦覧期間  
令和 5 年 1 1 月 6 日から令和 6 年 3 月 6 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。  
(2) 縦覧のできる時間帯  
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出  
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先  
(1) 提出期限 令和 6 年 3 月 6 日  
(2) 提出先  
〒 7 3 0 - 8 5 8 6  
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~

広島市告示第 4 3 8 号
令和 5 年 1 1 月 6 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ユアーズ楠木店
 - (2) 所在地 広島市西区楠木町四丁目23番20ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
昭和染工株式会社
代表取締役 飯田 久見子
広島市西区楠木町四丁目1番16号
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
別紙のとおり
- 4 変更年月日
別紙のとおり
- 5 届出年月日
令和5年9月15日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和5年11月6日から令和6年3月6日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和6年3月6日
 - (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第439号

令和5年11月6日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ゆめタウン広島
 - (2) 所在地 広島市南区皆実町二丁目224番7
- 2 大規模小売店舗を設置する者
フロンティア不動産投資法人
執行役員 岩藤 孝雄
東京都中央区銀座六丁目8番7号
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
別紙1のとおり
(変更後)
別紙2のとおり
- 4 変更年月日
別紙1及び別紙2のとおり
- 5 届出年月日
令和5年10月6日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和5年11月6日から令和6年3月6日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和6年3月6日
 - (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1及び別紙2 略

広島市告示第440号

令和5年11月6日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1

項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 フォレオ広島東
 - (2) 所在地 広島市東区温品一丁目 1121 番地 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者

大和ハウス工業株式会社
代表取締役 芳井 敬一
大阪市北区梅田三丁目 3 番 5 号
- 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙 1 のとおり
(変更後) 別紙 2 のとおり
- 4 変更年月日

別紙 2 のとおり
- 5 届出年月日

令和 5 年 10 月 10 日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市東区東蟹屋町 9 番 3 8 号
広島市東区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間

令和 5 年 11 月 6 日から令和 6 年 3 月 6 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和 6 年 3 月 6 日
 - (2) 提出先

〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 1 及び別紙 2 略

~~~~~  
広島市告示第 441 号  
令和 5 年 11 月 8 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 リブホール船越店
  - (2) 所在地 広島市安芸区船越南二丁目 1877 番 1 号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
 

有限会社岡本興産  
代表取締役 岡本 幹雄  
広島市安芸区船越六丁目 3 番 31 号  
ほか 2 者
- 3 変更事項
 

大規模小売店舗の名称  
(変更前)  
マルシヨク船越店  
(変更後)  
リブホール船越店
- 4 変更年月日
 

令和 5 年 9 月 16 日
- 5 届出年月日
 

令和 5 年 11 月 6 日
- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市安芸区船越南三丁目 4 番 3 6 号  
広島市安芸区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - (1) 縦覧期間
 

令和 5 年 11 月 8 日から令和 6 年 3 月 8 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
  - (2) 縦覧のできる時間帯
 

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 8 意見書の提出
 

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限 令和 6 年 3 月 8 日
  - (2) 提出先
 

〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~

広島市告示第442号

令和5年11月10日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 名称, 所在地, 指定年月日, 指定有効期限. Lists various medical facilities like 大塚薬局, パール薬局, ひがしの三丁目薬局, etc.

Table with 4 columns: 名称, 所在地, 指定年月日, 指定有効期限. Lists medical facilities like 大塚薬局, パール薬局, ひがしの三丁目薬局, etc.

広島市告示第443号

令和5年11月13日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更したので、広島市市営住宅等条例施行規則第11条の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

- 1 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）別紙のとおり。
2 変更期間 令和5年12月1日から令和6年3月31日まで
3 変更理由 浴槽・風呂釜設置等
別紙 略

広島市告示第444号

令和5年11月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる機関 略

広島市告示第445号

令和5年11月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残

留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

次に掲げる機関 略

~~~~~  
**広島市告示第 4 4 6 号**

令和 5 年 1 1 月 1 4 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

次に掲げる指定医療機関 略

~~~~~  
広島市告示第 4 4 7 号

令和 5 年 1 1 月 1 4 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

次に掲げる指定医療機関 略

~~~~~  
**広島市告示第 4 4 8 号**

令和 5 年 1 1 月 1 4 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 広島本通共同ビル・広島新天地共同ビル
  - (2) 所在地 広島市中区本通 1 0 番 1 号、広島市中区新天地 2 番 1 号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
  - 広島本通共同ビル所有者協議会
  - 管理者 望月 利昭
  - 広島市中区大手町一丁目 5 番 1 2 号

- ほか 1 者
- 3 変更事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)  
別紙 1 のとおり  
(変更後)

別紙 2 のとおり

- 4 変更年月日
  - 別紙 1 及び別紙 2 のとおり

- 5 届出年月日
  - 令和 5 年 1 1 月 1 0 日

- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号  
広島市中区役所市民部政調調整課

- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - (1) 縦覧期間
    - 令和 5 年 1 1 月 1 4 日から令和 6 年 3 月 1 4 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
  - (2) 縦覧のできる時間帯
    - 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

- 8 意見書の提出
  - 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限 令和 6 年 3 月 1 4 日
  - (2) 提出先

〒 7 3 0 - 8 5 8 6  
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 1 及び別紙 2 略

~~~~~  
広島市告示第 4 4 9 号

令和 5 年 1 1 月 1 4 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ゆめテラス祇園
 - (2) 所在地 広島市安佐南区西原五丁目 4 2 6 番地 1 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社イズミ
代表取締役社長 山西 泰明
広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) ゆめタウン祇園
(変更後) ゆめテラス祇園
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙のとおり
(変更後) 別紙のとおり
- 4 変更年月日
令和5年11月1日
- 5 届出年月日
令和5年11月13日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和5年11月14日から令和6年3月14日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和6年3月14日
 - (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第450号

令和5年11月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を開始する年月日
令和5年11月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。
(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水及び雨水を排除	安佐南区	山本九丁目及び大塚西二丁目の各一部	分流
	佐伯区	三宅三丁目の一部	
汚水を排除	東区	戸坂大上一丁目の一部	分流
	安佐南区	山本七丁目、伴北四丁目の各一部	
	安佐北区	狩留家町、深川七丁目、大林四丁目及び亀山南三丁目の各一部	
	佐伯区	五日市町大字下河内、八幡三丁目及び五日市中央七丁目の各一部	

広島市告示第451号

令和5年11月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 下水の処理を開始する年月日
令和5年11月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。
(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
東区	戸坂大上一丁目の一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐南区	山本七丁目、山本九丁目、伴北四丁目及び大塚西二丁目の各一部	
安佐北区	狩留家町、深川七丁目、大林四丁目及び亀山南三丁目の各一部	
佐伯区	五日市町大字下河内、八幡三丁目、三宅三丁目及び五日市中央七丁目の各一部	

広島市告示第 452 号

令和 5 年 1 月 2 2 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 イオンモール広島祇園
 - (2) 所在地 広島市安佐南区祇園三丁目 5 4 0 番地 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
 - イオンモール株式会社
 - 代表取締役社長 岩村 康次
 - 千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- 3 変更事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (変更前) 別紙 1 のとおり
 - (変更後) 別紙 2 のとおり
- 4 変更年月日
 - 別紙 1 及び別紙 2 のとおり
- 5 届出年月日
 - 令和 5 年 1 月 1 7 日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
 - 広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号
 - 広島市安佐南区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
 - 令和 5 年 1 月 2 2 日から令和 6 年 3 月 2 2 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
 - 午前 8 時 30 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 8 意見書の提出
 - 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和 6 年 3 月 2 2 日
 - (2) 提出先
 - 〒730-8586
 - 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
 - 広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 1 及び別紙 2 略

広島市告示第 453 号

令和 5 年 1 月 2 2 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ファミリータウン広電楽々園
 - (2) 所在地 広島市佐伯区楽々園四丁目 4 4 1 番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
 - 広島電鉄株式会社
 - 代表取締役 椋田 昌夫
 - 広島市中区東千田町二丁目 9 番 2 9 号
 - イオンタウン株式会社
 - 代表取締役 加藤 久誠
 - 千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (変更前) 別紙 1 のとおり
 - (変更後) 別紙 1 のとおり
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (変更前) 別紙 2 のとおり
 - (変更後) 別紙 2 のとおり
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 別紙 1 のとおり
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 別紙 2 のとおり
- 5 届出年月日
 - 令和 5 年 1 月 1 7 日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
 - 広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 2 8 号
 - 広島市佐伯区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間

令和5年11月22日から令和6年3月22日まで。ただし、広島市の休日定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和6年3月22日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1及び別紙2 略

広島市告示第454号

令和5年11月22日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ファミリータウン広電楽々園

(2) 所在地 広島市佐伯区楽々園四丁目441番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

広島電鉄株式会社

代表取締役 椋田 昌夫

広島市中区東千田町二丁目9番29号

イオンタウン株式会社

代表取締役 加藤 久誠

千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(変更前) 別紙1のとおり

(変更後) 別紙1のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(変更前) 別紙2のとおり

(変更後) 別紙2のとおり

4 変更年月日

令和6年10月31日

5 届出年月日

令和5年11月17日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号

広島市佐伯区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和5年11月22日から令和6年3月22日まで。ただし、広島市の休日定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和6年3月22日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1及び別紙2 略

広島市告示第455号

令和5年11月22日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 LECT（レクト）

(2) 所在地 広島市西区扇二丁目1番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社イズミ

代表取締役社長 山西 泰明

広島市東区二葉の里三丁目3番1号

ほか1者

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙1のとおり

(変更後) 別紙2のとおり

4 変更年月日

別紙1及び別紙2のとおり

5 届出年月日

令和 5 年 1 月 2 0 日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号
広島市西区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間
令和 5 年 1 月 2 2 日から令和 6 年 3 月 2 2 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和 6 年 3 月 2 2 日

(2) 提出先
〒 7 3 0 - 8 5 8 6
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 1 及び別紙 2 略

広島市告示第 4 5 6 号

令和 5 年 1 月 2 2 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ゆめタウンみゆき
- (2) 所在地 広島市南区宇品西六丁目 1 3 6 9 番
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社イズミ
代表取締役社長 山西 泰明
広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙 1 のとおり
(変更後) 別紙 2 のとおり
- 4 変更年月日
別紙 2 のとおり

5 届出年月日
令和 5 年 1 月 2 0 日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号
広島市南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間
令和 5 年 1 月 2 2 日から令和 6 年 3 月 2 2 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和 6 年 3 月 2 2 日

(2) 提出先
〒 7 3 0 - 8 5 8 6
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 1 及び別紙 2 略

広島市告示第 4 5 7 号

令和 5 年 1 月 2 2 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ゆめタウン安古市
- (2) 所在地 広島市安佐南区高取北一丁目 1 3 番
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社イズミ
代表取締役社長 山西 泰明
広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙 1 のとおり
(変更後) 別紙 2 のとおり
- 4 変更年月日

別紙2のとおり

5 届出年月日
令和5年11月20日

6 届出書の縦覧場所
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
(1) 縦覧期間
令和5年11月22日から令和6年3月22日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
(2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先
(1) 提出期限 令和6年3月22日
(2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1及び別紙2 略

~~~~~  
**広島市告示第458号**

令和5年11月27日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道事業受益者負担に関する条例（昭和54年広島市条例第64号）第5条第1項の規定に基づき、令和5年4月1日付け広島市告示第147号で告示した地番のうち、別紙の地番については取り消します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~  
広島市告示第459号

令和5年11月28日

令和5年第6回広島市議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

1 招集日 令和5年12月5日
2 招集場所 広島市役所

~~~~~  
**広島市告示第460号**

令和5年11月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
広島市告示第461号

令和5年11月29日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

~~~~~  
**広島市告示第462号**

令和5年11月29日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

医療扶助のための施術者 略

~~~~~  
広島市告示第465号

令和5年11月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

~~~~~  
**広島市告示第466号**

令和5年11月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項又は第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号又は第

115 条の 20 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

~~~~~  
広島市告示第 467 号
令和 5 年 11 月 30 日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第 6 条第 5 項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第 7 条第 1 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

~~~~~  
**広島市告示 (中区) 第 92 号**  
令和 5 年 11 月 1 日

電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (平成 7 年法律第 39 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定に基づき次の通り告示します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名          | 区間                                           |
|-------|--------------|----------------------------------------------|
| 市道    | 中 1 区 112 号線 | 広島市中区基町 13 番地 1 地先から広島市中区基町 12 番地 2 地先までの上下線 |

~~~~~  
広島市告示 (中区) 第 93 号
令和 5 年 11 月 2 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示 (中区) 第 94 号**  
令和 5 年 11 月 10 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、11 月 7 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

~~~~~  
広島市告示 (中区) 第 95 号
令和 5 年 11 月 10 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示 (中区) 第 96 号**  
令和 5 年 11 月 17 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示 (中区) 第 97 号
令和 5 年 11 月 24 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、11 月 20 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示 (中区) 第 98 号**  
令和 5 年 11 月 24 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、11 月 21 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

~~~~~  
広島市告示 (中区) 第 99 号

令和5年11月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第100号

令和5年11月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第101号

令和5年11月30日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第47条の17第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年11月30日から同年12月14日まで広島市中区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間 および 立体的区間	旧 新別	敷地の 幅員	敷地の 延長	立体道路 区域の 延長
市道	中1区 126 号線	中区基町13番地1地先から 中区基町13番地2地先 まで	旧	メートル 5.86 ～ 11.53	メートル 42.42	メートル 0
			新	メートル 5.86 ～ 11.53	メートル 42.42	メートル 42.42

広島市告示（中区）第102号

令和5年11月30日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年11月30日から同年12月14日まで広島市中区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	中1区 126 号線	中区基町13番地1地先から 中区基町13番地2地先 まで	令和5年11月 30日

広島市告示（東区）第82号

令和5年11月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第83号

令和5年11月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第84号

令和5年11月9日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和5年11月9日から同月24日まで、広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	新	東3区40号 里道	中山上一丁目1245番1地先から 同所1244番1地先まで
	旧	東3区40号 里道	中山上一丁目1245番地先から 同所1253番地先まで

広島市告示（東区）第85号

令和5年11月14日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成25年4月12日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した中山上組町内会について、次のとおり変更したので、同条第10項後段の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

記

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名及びその住所

山根 康武 広島市東区牛田本町五丁目 1 2 - 2 4 - 7 0 2 を

瀬川 邦宏 広島市東区牛田本町五丁目 1 2 - 2 に変更する。

広島市告示（東区）第 8 6 号

令和 5 年 1 1 月 2 0 日

天神川駅北口第一自転車等駐車場に長期間駐車されていた下記自転車については、令和 5 年 1 1 月 1 7 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

広島市告示（東区）第 8 7 号

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

戸坂駅自転車等駐車場に長期間駐車されていた下記自転車については、令和 5 年 1 1 月 2 9 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

広島市告示（東区）第 8 8 号

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 1 条第 2 項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（南区）第 1 3 4 号

令和 5 年 1 1 月 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第 1 3 5 号

令和 5 年 1 1 月 2 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第 1 3 6 号

令和 5 年 1 1 月 7 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 1 条第 2 項の規定により別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第 1 3 7 号

令和 5 年 1 1 月 7 日

青崎一丁目駐輪場及び旭町駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和 5 年 1 1 月 6 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第 1 3 8 号

令和 5 年 1 1 月 8 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第 1 3 9 号

令和 5 年 1 1 月 8 日

広島駅南口第一駐輪場及び広島駅南口第三 A 駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和 5 年 1 1 月 7 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第140号**

令和5年11月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~  
広島市告示（南区）第141号

令和5年11月9日

広島市稲荷町自転車等駐車場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和5年11月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第142号**

令和5年11月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~  
広島市告示（南区）第143号

令和5年11月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第144号**

令和5年11月20日

旭町駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和5年11月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~  
広島市告示（南区）第145号

令和5年11月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第146号**

令和5年11月22日

広島駅南口第三B駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和5年11月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~  
広島市告示（南区）第147号

令和5年11月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~  
**広島市告示（西区）第98号**

令和5年11月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示 (西区) 第 99 号

令和 5 年 1 月 8 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示 (西区) 第 100 号

令和 5 年 1 月 13 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 1 月 13 日から同年 1 月 27 日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                   | 旧新別 | 敷地の幅員                   | 敷地の延長        |
|-------|------------|----------------------------------------|-----|-------------------------|--------------|
| 市道    | 西 3 区 2 号線 | 西区新庄町 2058 番地地先から<br>西区新庄町 2058 番地地先まで | 旧   | メートル<br>4.8<br>～<br>5.8 | メートル<br>10.0 |
|       |            |                                        | 新   | メートル<br>5.1<br>～<br>6.1 | メートル<br>10.0 |

広島市告示 (西区) 第 101 号

令和 5 年 1 月 13 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 1 月 13 日から同年 1 月 27 日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                 | 供用開始の期日         |
|-------|------------|----------------------------------------|-----------------|
| 市道    | 西 3 区 2 号線 | 西区新庄町 2058 番地地先から<br>西区新庄町 2058 番地地先まで | 令和 5 年 1 月 13 日 |

広島市告示 (西区) 第 102 号

令和 5 年 1 月 14 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示 (西区) 第 103 号

令和 5 年 1 月 14 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示 (西区) 第 104 号

令和 5 年 1 月 17 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示 (西区) 第 105 号

令和 5 年 1 月 22 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示 (西区) 第 106 号

令和 5 年 1 月 27 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示 (西区) 第 107 号

令和 5 年 1 月 30 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定

により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(安佐南区)第104号  
令和5年11月2日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第四号に規定する道路として指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第4号
- 2 指定年月日 令和5年11月2日
- 3 路線名 主要地方道広島湯来線、県道伴広島線
- 4 道路の位置 起点：広島市安佐南区伴中央四丁目3511-9地先  
終点：広島市安佐南区伴中央四丁目3556-13地先
- 5 道路延長 11.9メートル
- 6 道路幅員 10.5～26.5メートル

広島市告示(安佐南区)第105号  
令和5年11月9日

次のとおり路線名等を定める法定外公物の指定を変更します。

その関係図面は、令和5年11月9日から同年11月24日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等        | 所在(起点及び終点)                |
|----|-----|-------------|---------------------------|
| 里道 | 旧   | 安佐南3区737号里道 | 西原四丁目739番1地先から同所748番5地先まで |
|    | 新   |             | 西原四丁目739番1地先から同所739番1地先まで |

広島市告示(安佐南区)第106号  
令和5年11月14日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和5年11月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第107号

令和5年11月22日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第12号
- 2 指定年月日 令和5年11月22日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内六丁目の119番9、120番4、68番1の一部、68番3の一部、119番3の一部、119番4の一部、119番5の一部及び68番1地先里道
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20m～4.23m  
延長 38.96m

広島市告示(安佐南区)第108号

令和5年11月28日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第13号
- 2 指定年月日 令和5年11月28日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区高取北一丁目212番8の一部並びに上安二丁目の545番1の一部、545番8の一部、5027番の一部及び5027番地先里道
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル  
延長 9.87メートル

広島市告示(安佐南区)第109号

令和5年11月28日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和5年11月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第110号

令和5年11月29日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5

号の規定による道路の位置を次のように廃止しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指定番号 第 1 1 号
- 2 廃止年月日 令和 5 年 1 1 月 2 9 日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区中筋二丁目 7 0 5 番 1 の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル  
延長 29.50メートル

広島市告示 (安佐南区) 第 1 1 1 号

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 1 1 月 3 0 日から同年 1 2 月 1 4 日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 道路の種類 | 路線名               | 変更区間                           | 新旧別 | 幅員 (m)      | 延長 (m) |
|-------|-------------------|--------------------------------|-----|-------------|--------|
| 市 道   | 安佐南 1 区 2 6 3 号 線 | 安佐南区川内二丁目 1 6 4 5 番地 1 6 地 先から | 旧   | 3.70 ~ 5.83 | 35.25  |
|       |                   | 安佐南区川内二丁目 1 6 4 5 番地 2 1 地 先まで |     | 新           |        |

広島市告示 (安佐南区) 第 1 1 2 号

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 1 1 月 3 0 日から同年 1 2 月 1 4 日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 道路の種類 | 路線名               | 供用開始区間                                                         | 供用開始の期日            |
|-------|-------------------|----------------------------------------------------------------|--------------------|
| 市 道   | 安佐南 1 区 2 6 3 号 線 | 安佐南区川内二丁目 1 6 4 5 番地 1 6 地先から<br>安佐南区川内二丁目 1 6 4 5 番地 2 1 地先まで | 令和 5 年 1 1 月 3 0 日 |

広島市告示 (安佐北区) 第 9 0 号

令和 5 年 1 1 月 2 日

安佐北区の無料駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、令和 5 年 1 0 月 2 7 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示 (安佐北区) 第 9 1 号

令和 5 年 1 1 月 2 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号) 第 1 1 条第 2 項の規定により、令和 5 年 1 0 月 2 7 日に別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示 (安佐北区) 第 9 2 号

令和 5 年 1 1 月 2 9 日

安佐北区の無料駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、令和 5 年 1 1 月 2 4 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示 (安佐北区) 第 9 3 号

令和 5 年 1 1 月 2 9 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号) 第 1 1 条第 2 項の規定により、令和 5 年 1 1 月 2 4 日に別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示 (安佐北区) 第 9 4 号

令和 5 年 1 1 月 2 9 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 1 1 月 2 9 日から同年 1 2 月 1 3 日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 道路の種類 | 路線名 | 変更区間  | 旧新別 | 敷地の幅員 (m) | 敷地の延長 (m) |
|-------|-----|-------|-----|-----------|-----------|
|       |     | 安佐北区三 |     |           |           |



|    |            |                                  |   |                   |       |
|----|------------|----------------------------------|---|-------------------|-------|
| 市道 | 安佐北3区225号線 | 入二丁目1184番地地先から安佐北区三入二丁目675番地地先まで | 旧 | 3.40<br>～<br>5.60 | 34.00 |
|    |            |                                  | 新 | 3.70<br>～<br>8.00 |       |

広島市告示（安佐北区）第95号

令和5年11月29日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年11月29日から同年12月13日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                | 供用開始の期日    |
|-------|------------|---------------------------------------|------------|
| 市道    | 安佐北3区225号線 | 安佐北区三入二丁目1184番地地先から安佐北区三入二丁目675番地地先まで | 令和5年11月29日 |

広島市告示（安佐北区）第96号

令和5年11月30日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり変更しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1. 指定番号 第9号
2. 指定年月日 令和5年11月30日
3. 道路の位置 広島市安佐北区亀山四丁目1087番2の一部
4. 幅員及び延長 幅員 5.00メートル  
延長 34.32メートル

広島市告示（安芸区）第91号

令和5年11月16日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年11月16日から同月30日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 変更区間       | 旧新別 | 敷地の幅員        | 敷地の延長 |
|-------|-----|------------|-----|--------------|-------|
|       |     | 広島市安芸区矢野西五 | 旧   | メートル<br>3.90 | メートル  |

|    |           |                                                |   |                                        |                        |
|----|-----------|------------------------------------------------|---|----------------------------------------|------------------------|
| 市道 | 安芸4区100号線 | 丁目1359番地1地先から広島市安芸区矢野西六丁目1358番地2地先まで           | 新 | ～<br>4.50<br>メートル<br>4.70<br>～<br>5.00 | 10.80<br>メートル<br>10.80 |
|    |           |                                                | 旧 | メートル<br>2.00<br>～<br>2.00              | メートル<br>8.50           |
| 市道 | 安芸4区125号線 | 広島市安芸区矢野西六丁目1252番地1地先から広島市安芸区矢野西六丁目1252番地1地先まで | 新 | メートル<br>3.00<br>～<br>3.00              | メートル<br>8.50           |
|    |           |                                                | 旧 | メートル<br>2.00<br>～<br>2.00              | メートル<br>8.50           |

広島市告示（安芸区）第92号

令和5年11月16日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年11月16日から同月30日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 供用開始区間                                         | 供用開始の期日    |
|-------|-----------|------------------------------------------------|------------|
| 市道    | 安芸4区100号線 | 広島市安芸区矢野西五丁目1359番地1地先から広島市安芸区矢野西六丁目1358番地2地先まで | 令和5年11月16日 |
| 市道    | 安芸4区125号線 | 広島市安芸区矢野西六丁目1252番地1地先から広島市安芸区矢野西六丁目1252番地1地先まで | 令和5年11月16日 |

広島市告示（安芸区）第93号

令和5年11月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（安芸区）第94号

令和5年11月16日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

広島市告示 (安芸区) 第 9 5 号

令和 5 年 1 1 月 1 6 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号) 第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

広島市告示 (安芸区) 第 9 6 号

令和 5 年 1 1 月 1 6 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号) 第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

広島市告示 (佐伯区) 第 1 1 4 号

令和 5 年 1 1 月 1 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 1 1 月 1 日から同年 1 1 月 1 5 日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 路線の種類 | 路線名        | 変更区間                                                          | 旧新別 | 敷地の幅員                      | 敷地の延長          |
|-------|------------|---------------------------------------------------------------|-----|----------------------------|----------------|
| 県 道   | 主要地方道久地伏谷線 | 佐伯区湯来町大字葛原字下跡地 2 6 4 番 2 地先から佐伯区湯来町大字葛原字跡地 1 0 1 5 4 番 1 地先まで | 旧   | メートル<br>6.40<br>～<br>36.30 | メートル<br>427.20 |
|       |            |                                                               | 新   | メートル<br>9.70<br>～<br>52.80 | メートル<br>427.20 |

広島市告示 (佐伯区) 第 1 1 5 号

令和 5 年 1 1 月 1 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 1 1 月 1 日から同年 1 1 月 1 5 日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供しま

す。

広島市長 松 井 一 實

| 路線の種類 | 路線名        | 供用開始                                                          | 供用開始の期日          |
|-------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|
| 県 道   | 主要地方道久地伏谷線 | 佐伯区湯来町大字葛原字下跡地 2 6 4 番 2 地先から佐伯区湯来町大字葛原字跡地 1 0 1 5 4 番 1 地先まで | 令和 5 年 1 1 月 1 日 |

広島市告示 (佐伯区) 第 1 1 6 号

令和 5 年 1 1 月 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号) 第 1 0 条第 2 項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和 5 年 1 0 月 3 1 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示 (佐伯区) 第 1 1 7 号

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号) 第 1 0 条第 2 項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和 5 年 1 1 月 8 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示 (佐伯区) 第 1 1 8 号

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和 5 年 1 1 月 8 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示 (佐伯区) 第 1 1 9 号

令和 5 年 1 1 月 1 6 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号) 第 1 0 条第 2 項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和 5 年 1 1 月 1 4 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第120号

令和5年11月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和5年11月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

選管告示

広島市選挙管理委員会告示第27号

令和5年11月24日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定に基づき提出された公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表します。

広島市選挙管理委員会

委員長 二 國 則 昭

令和5年9月27日付け広島市選挙管理委員会告示第25号（令和5年4月9日執行広島市議会議員一般選挙の公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨）中、令和5年4月21日（第1回報告分）及び令和5年4月27日（第2回報告分）受理の公職の候補者「長井 龍也」の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次表のとおり改めます。

（第1回報告分）

|            |            |      |          |
|------------|------------|------|----------|
| 公職の候補者の氏名  | 長井 龍也      |      |          |
| 訂正前        | 収入         |      |          |
|            | 主たる寄附      |      |          |
|            | (氏名、団体名)   | (職業) | (寄附額)    |
|            | 日本維新の会     | 政党   | 500,000円 |
|            | 長井 龍也      | 議員秘書 | 20,700円  |
|            | その他の収入     |      |          |
|            | 500,000円   |      |          |
|            | 今回計        |      |          |
|            | 1,020,700円 |      |          |
|            | 総計         |      |          |
|            | 1,020,700円 |      |          |
|            | 支出         |      |          |
| 家屋費        |            |      |          |
| 20,700円    |            |      |          |
| 選挙事務所費     |            |      |          |
| 20,700円    |            |      |          |
| 広告費        |            |      |          |
| 0円         |            |      |          |
| 今回計        |            |      |          |
| 749,880円   |            |      |          |
| 総計         |            |      |          |
| 749,880円   |            |      |          |
| 訂正後        | 収入         |      |          |
|            | 主たる寄附      |      |          |
|            | (氏名、団体名)   | (職業) | (寄附額)    |
|            | 日本維新の会     | 政党   | 500,000円 |
|            | その他の収入     |      |          |
|            | 500,000円   |      |          |
|            | 今回計        |      |          |
|            | 1,020,700円 |      |          |
|            | 総計         |      |          |
|            | 1,412,540円 |      |          |
|            | 支出         |      |          |
|            | 広告費        |      |          |
| 400,000円   |            |      |          |
| 今回計        |            |      |          |
| 440,660円   |            |      |          |
| 前回計        |            |      |          |
| 971,880円   |            |      |          |
| 総計         |            |      |          |
| 1,412,540円 |            |      |          |

|          |            |          |             |
|----------|------------|----------|-------------|
| 訂正後      | その他の収入     |          | 912,540円    |
|          | 今回計        |          | 14,125,540円 |
|          | 総計         |          | 14,125,540円 |
|          | 支出         |          |             |
|          | 家屋費        |          | 70,000円     |
|          | 選挙事務所費     |          | 70,000円     |
| 広告費      |            | 172,700円 |             |
| 今回計      |            | 971,880円 |             |
| 総計       |            | 971,880円 |             |
| 訂正願受理年月日 | 令和5年10月30日 |          |             |

（第2回報告分）

|            |            |  |  |
|------------|------------|--|--|
| 公職の候補者氏名   | 長井 龍也      |  |  |
| 訂正前        | 収入         |  |  |
|            | 前回計        |  |  |
|            | 1,020,700円 |  |  |
|            | 総計         |  |  |
|            | 1,020,700円 |  |  |
|            | 支出         |  |  |
|            | 広告費        |  |  |
|            | 0円         |  |  |
|            | 今回計        |  |  |
|            | 40,660円    |  |  |
|            | 前回計        |  |  |
|            | 749,880円   |  |  |
| 総計         |            |  |  |
| 790,540円   |            |  |  |
| 訂正後        | 収入         |  |  |
|            | 前回計        |  |  |
|            | 1,412,540円 |  |  |
|            | 総計         |  |  |
|            | 1,412,540円 |  |  |
|            | 支出         |  |  |
|            | 広告費        |  |  |
|            | 400,000円   |  |  |
|            | 今回計        |  |  |
|            | 440,660円   |  |  |
|            | 前回計        |  |  |
|            | 971,880円   |  |  |
| 総計         |            |  |  |
| 1,412,540円 |            |  |  |
| 訂正願受理年月日   | 令和5年10月30日 |  |  |

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第16号

令和5年11月2日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
教育長 松井 勝 憲

- 1 日 時 令和5年11月9日（木） 午後1時30分
- 2 場 所 中区役所6階教育委員会
- 3 議 題

【非公開予定議題】

- (1) 教職員の人事について（議案）

【公開予定議題】

- (2) 広島市立学校通学区区域審議会の答申について（報告）
- (3) 「青少年からのメッセージ」の募集結果について（報告）
- (4) 令和4年度不登校・暴力行為・いじめの状況について（報

告)

(5) 広島市北部地区学校給食センター（仮称）の設置に係る敷地の選定及び建築の計画について（議案）

(6) 己斐公民館の移転に係る敷地の選定及び建築の計画について（議案）

【非公開予定議題】

(7) 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について（議案）

監査公表

広島市監査公表第 3 2 号

令和 5 年 1 1 月 8 日

令和 5 年 9 月 1 3 日付け第 8 3 4 号で受け付けた広島市職員に関する措置請求について、その監査結果を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 5 項の規定により、別紙のとおり公表する。

広島市監査委員 古川 智之  
同 井戸 陽子  
同 山本 昌宏  
同 平野 太祐

別紙

広監第 1 4 8 号

令和 5 年 1 1 月 8 日

請求人

(略)

広島市監査委員 古川 智之  
同 井戸 陽子  
同 山本 昌宏  
同 平野 太祐

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について

(通知)

令和 5 年 9 月 1 3 日付け第 8 3 4 号で受け付けた広島市職員に関する措置請求（以下「本件措置請求」という。）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 5 項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

第 1 請求の要旨

請求書の記載内容から、請求の要旨は次のとおりと整理できる。

清掃作業の指導監督業務に従事する職員への特殊勤務手当支給の是正に関する措置請求

(1) 監査請求の概要

清掃指導員に対する特殊勤務手当の支給実態は以下の通りである。

○「廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当」として、環境局に勤務する職員が行う清掃作業の指導監督業務に月額 5,500 円を支給する。

○「清掃作業等に従事する職員の特殊勤務手当」として、(1)ごみ及びがれきの収集、(2)ごみの焼却処分、(3)ごみ及びがれきの埋立処分、(4)し尿の収集、(5)し尿浄化槽の維持管理、の 5 分野に関する「指導業務」に、1 日に 7 時間 4 5 分以上従事したときに、日額 1,310 円を支給する。

清掃指導員には、出勤したすべての月に対して月額 5,500 円（16 日以上出勤の場合）、出勤する日ごとに 1,310 円の支給によって、ひと月に 20 日勤務した場合、月額 5,500 円 + 日額 1,310 円 × 20 日 = 31,700 円支給されている。

広島市では、「職員の特殊勤務手当に関する条例」（以下、「条例」という。）及び「職員の特殊勤務手当の支給に関する規則」（以下、「規則」という。）を根拠として、上記の通り、「清掃指導員」という職名のすべての職員に、「廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当」と「清掃作業等に従事する職員の特殊勤務手当」の 2 種類の手当が支給（併給）されている。

しかし、この支給は、「条例」及び「規則」に反するものであり、違法又は不当である。

特殊勤務手当は、「一般職の職員の給与に関する条例」第 1 2 条の規定「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない」と認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。」が支給根拠となっている。

つまり、支給の大前提は、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務」である。

そうすると、「清掃指導員」の仕事が「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務」である場合にのみ支給可能であるから、その支給理由を調べたところ、過去に行われた住民監査請求「清掃作業の指導監督業務に係る特殊勤務手当支給について」の結果公表（令和 4 年 7 月 7 日付け広島市監査公表第 2 9 号）に、広島市長の見解として以下の記述があった。

○月額の「廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当」は継続して対象業務を行う点に着目し、その職に対して支給することとしている一方、日額の「清掃作業等に従事する職員の特殊勤務手当」は業務内容に着目し、対象業務に従事した場合に支給することとしており、それぞれ手当の性質を異にしたものとなっている。

○請求人は職務分担表に記載している単位業務のごく一部のみが清掃作業の指導監督業務にあたるとしているが、清掃指導員に割り振っている単位業務は、それぞれの業務が相互に関連し合っており、前述した清掃指導員による指導監督業務となるものである。

このような見解を受けて、「監査の結果」の章には、広島市の運用状況が以下の通り記述されている。

清掃作業の指導監督業務は、市民へのごみの分別や出し方に係る指導、事業者へのごみの排出指導、家庭ごみの収集運搬に係る指示等に係る業務であるとされるが、その際、個々具体的単位業務のみにとどまらず、指導監督の場所や方法を問わず、その準備や整理も含め、それぞれが相互に関連し合っ一連の指導監督業務を成していると理解され、運用されている。

広島市では、「指導監督業務」について、「指導監督」という具体的な行為にとどまらず、例えば、ごみステーションにごみの取り残しがないことを確認に現地に行くとか、手書きで記載されている数値を他の様式の書類に転記するとか、車の点検・洗車を行うとか、車検のために整備工場に運ぶといった作業も指導監督に付随する行為と位置付け運用している。

その結果として、特殊勤務手当の支給権者である環境局の環境事業所や焼却工場等の所属長が、「清掃指導員」が1日に行っている全ての行為を「指導監督業務」に認定して手当を支給しているが、これは、条例・規則の解釈を誤ったための支給である。

最高裁まで争われ平成21年9月28日に確定した通称奈良市職員特殊勤務手当返還事件は以下の通りの判決であった。

「違法手当金返還命令等請求事件（通称奈良市職員特殊勤務手当返還）（平成18（行ウ）第3号。平成20年3月19日奈良地裁判決→奈良市控訴→平成20年（行コ）第76号。平成21年5月21日大阪高裁判決→奈良市上告→平成21年9月28日最高裁上告棄却。大阪高裁判決確定）」においては、特殊勤務手当の支給が違法であったとして、奈良市に対し、当時の奈良市長らに約3100万円の損害賠償請求をすることを命ずる判決が確定した。

このときの支給について、「大型ごみ収集手当の適用範囲は「大型ごみ収集の作業をしたもの」とされているが、実際には収集業務に付随する電話受付業務、収集経路作成業務に携わった職員に対しても支給されていた。」として違法支出とされている。

これを、本市の「指導監督業務」に当てはめると、「指導監督業務」は「指導監督」を行う業務であり、現地の確認とかデータの転記とか車の点検・洗車、車検対応といった「指導監督」とかけ離れた業務は「指導監督業務」にはあたらないという解釈になる。

ここで例示した最高裁の判決からは、「個々具体的単位業務のみにとどまらず、指導監督の場所や方法を問わず、その準備や整理も含め、それぞれが相互に関連し合っ一連の指導監督業務を成していると理解され、運用されている。」という運用は条例の解釈を誤っていて違法であり、実際に「指導監督」を行う業務に限って支給すべきである。

つまり、「清掃作業等に従事する職員の特殊勤務手当」は

「指導業務」に、1日に7時間45分以上従事したときに支給するのであるから、他の付随する業務等に従事して、「指導業務」に従事している時間数が1日に7時間45分に満たない日には支給してはならない。

また、広島市長の見解には「月額の「廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当」は継続して対象業務を行う点に着目し、その職に対して支給することとしている」とあるが、これも看過できない。

広島市職員は、あらゆる職種で、継続して対象業務を行っており、それは「清掃指導員」に限ったことではない。例えば市税の賦課・徴収事務に従事する職員は継続してその対象業務を行っており、看護師は継続して看護師の業務を行っている。

この市長見解は、条例・規則の解釈を根本から誤っているため、その支給は理由なき支給となっている。

実際には、著しい特殊性を有する「指導監督業務」に対して特殊勤務手当を支給するという条例・規則であるにも関わらず、「清掃指導員」という職名の職員すべてに一律に支給しているという実態があり、このことは違法・不当な財務会計処理にあたる。

以上の通り、現在の支給が、条例・規則に反した支給となっていることから、監査の実施を求めて監査請求する。

なお、全政令指定都市をインターネット等で調べたところ、広島市以外の都市では、清掃作業の指導監督業務に対する特殊勤務手当は設けられていなかった。また、広島市と同じ名称の「清掃指導員業務規程」のある長崎市に確認したところ、清掃指導員の業務は特殊な業務ではなく特殊勤務手当の支給はないとのことであった。

総務省は、平成21年度に総務事務次官名で通達「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」を發出しており、そこには、「近年、一部の地方公共団体において、特殊勤務手当、通勤手当など諸手当の支給に当たって、不適正な運用等が住民の厳しい批判を受けているところである。諸手当の在り方については、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」（平成17年3月29日付け総行整第11号）及び「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」（平成18年8月31日付け総行整第24号）を踏まえ、一般行政職のみならず職種全般について点検し、制度の趣旨に合致しないものや不適正な支給方法については、早急に是正すること」と記されている。

他都市では、このような通達等によってすでに見直しが行われ是正されてきているが、広島市ではいまだ十分な是正が行われていない。

- (2) 請求の対象となる職員  
広島市長及び特殊勤務手当支給に関わる職員
- (3) 損害の推定  
1年間でおよそ3800万円
- (4) 請求する措置

違法に支給した特殊勤務手当を返還すること。

(事実を証する事実証明書として次の書類が提出されているが、添付を省略する。)

【事実証明書 1】 「職員の特殊勤務手当に関する条例」及び「職員の特殊勤務手当の支給に関する規則」のうち清掃作業の指導監督業務に係る部分

【事実証明書 2】 職名が「清掃指導員」である職員に、出勤したすべての月に対して月額、出勤する日ごとに日額の特殊勤務手当が支給されている事例 (令和 3 年 1 0 月西環境事業所)

【事実証明書 3】 清掃指導員業務日誌の例

【事実証明書 4】 清掃指導員に支給される特殊勤務手当の 1 年間の概算額

第 2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の所定の要件を具備するものと認め、令和 5 年 1 0 月 3 日に、同年 9 月 1 3 日付けでこれを受理することを決定した。

第 3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第 2 4 2 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から次の書類の提出はあったが、陳述は行われなかった。

(1) 提出された書類

「清掃作業の指導監督業務に従事する職員への特殊勤務手当支給の是正に関する措置請求の新たな証拠」(添付を省略する。)

【事実証明書追加 1】 特殊勤務手当支給の条例・規則の制定と、支給の違法・不当性の根拠

【事実証明書追加 2】 広島市清掃指導員服務規程第 4 条に基づく「所定の勤務日誌」(令和 4 年 1 1 月 1 日の全日誌)

【事実証明書追加 3】 2 0 2 1 年 3 月 1 7 日付け中環境事業所長あて質問に対する 2 0 2 2 年 3 月 2 5 日付け中環境事業所長及び給与課長回答

【事実証明書追加 4】 平成 2 1 年 3 月 1 0 日付けで奈良市監査委員に提出された「収集課の職員が行う電話受付作業等の業務に対する大型ごみ業務手当の支給」に関する住民監査請求に対する監査結果(平成 2 1 年 6 月 1 日発行奈良市公報)

【事実証明書追加 5】 大阪高等裁判所平成 2 1 年 5 月 2

1 日判決言渡 平成 2 0 年(行ウ)第 7 6 号 違法手当金返還命令等請求事件(原審・奈良地方裁判所平成 1 8 年(行ウ)第 3 号より、判決文の「主文」及び「第 3 当裁判所の判断(3)損害賠償請求及び賠償命令の相手方らの責任」のうち「ウ○前市長」と「エ○元人事課長及び○元出納室長」の部分)を抜粋

【事実証明書追加 6】 奈良地方裁判所平成 2 0 年 3 月 1 9 日判決言渡し 平成 1 8 年(行ウ)第 3 号 違法手当金返還命令等請求事件より、判決文のうち、「事実及び理由 第 2 事案の概要」を抜粋

【事実証明書追加 7】 平成 1 7 年 1 1 月 2 5 日付けで奈良市監査委員に提出された「環境清美第一事務所職員の特殊勤務手当」に関する住民監査請求に対する監査結果(平成 1 8 年 2 月 2 7 日発行奈良市公報)

【事実証明書追加 8】 違法手当金返還命令等請求事件(通称奈良市職員特殊勤務手当返還)一審判決全文

【事実証明書追加 9】 違法手当金返還命令等請求事件(通称奈良市職員特殊勤務手当返還)二審判決全文

(2) 主な内容

条例・規則の規定からは、清掃指導員の仕事には「清掃作業の指導監督業務」という業務が含まれている。しかし、「清掃作業に従事する職員の特殊勤務手当」は、「指導業務」が対象であって「監督業務」は対象としていない。そうすると、監督業務も行っている清掃指導員が、毎日 7 時間 4 5 分以上「指導業務」ばかり行っているという説明には無理がある。

つまり、監督業務を行った日に残業をしていなければ、決して 7 時間 4 5 分「指導業務」を行うことはできないのであるから支給することはできない。

2 広島市長(環境局業務部業務第一課)の意見書の提出及び陳述

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、令和 5 年 1 0 月 1 3 日付け広業一第 4 4 号により意見書が提出された。なお、陳述は行われなかった。

意見書の内容は、以下のとおりである。

(1) 指導監督業務の該当性について

清掃指導員は、市民へのごみの分別や出し方に係る指導、事業者へのごみの排出指導、家庭ごみ収集運搬に係る

指示等の指導監督業務を行っている。

請求人は、ごみステーションにごみの取り残しがないことを確認に現地に行くこと、手書きで記載されている数値を他の様式の書類に転記すること、車の点検・洗車を行うことなどは指導監督業務にあたらなとしているが、清掃指導員が行う業務は、その準備や整理なども含め、それぞれの業務が相互に関連し合っ、前述した清掃指導員の指導監督業務となるものである。

(2) 清掃指導員への一律の手当支給の違法性について  
制度所管課からの見解のとおり。

以上のとおり、特殊勤務手当は、職員の特殊勤務手当に関する条例及び職員の特殊勤務手当の支給に関する規則に基づき支給しており、適正なものである。

3 広島市長（制度所管課である企画総務局人事部給与課）の見解

広島市長に対し、職員の特殊勤務手当に関する条例を所管する観点から見解を求めたところ、令和5年10月13日付け広人給第14号により以下のとおり回答があった。

(1) 制度所管課としての見解

請求人の2点の主張に対する見解は、次のとおりである。

ア 清掃指導員に対する「清掃作業等に従事する職員の特殊勤務手当」は、その支給対象及び上限額を議会の議決を経て条例で定めた上で、規則において具体的事項を定めている。

規則では、第12条第2項において、対象業務にあらかじめ定められた勤務時間以上従事したときに当該手当を支給すると定めており、当該規定に基づいて適切に支給している。

イ 月額「廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当」は、特殊勤務手当の対象となる業務を継続して行う職である点に着目し、条例及び規則の規定に基づいて適切に支給している。

なお、勤務実態を手当額に反映させるため、月額の手当であっても、勤務日数が16日未満であれば、日割りで支給することとしている。

4 監査対象事項

請求人は、市が清掃指導員に対し「廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当」（月額5,500円）及び「清掃作業等に従事する職員の特殊勤務手当」（日額1,310円）を支給していることについて、これらの手当の支給対象業務である「指導業務」に該当しない業務に対しても当該手当を支給していると考えられることなどから、違法に支給した特殊勤務手当を返還させるよう主張していると認められる。

このため、職員措置請求書に添付された事実証明書にあっ

た令和4年1月1日の清掃指導員業務日誌に係る所属について、主に同月分における、清掃指導員に対する「廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当」及び「清掃作業等に従事する職員の特殊勤務手当」の支給について、違法又は不当な点はないか監査する。

5 監査の実施内容

請求人から提出された広島市職員措置請求書及び事実を証する書類、請求人から提出された追加証拠、広島市長から提出された意見書のほか関係書類を確認するとともに、関係職員への聴取りを行うほか、別添の令和4年7月7日付け広島市監査公表第29号で監査結果（以下「前回監査結果」という。）を公表した広島市職員に関する措置請求（以下「前回措置請求」という。）等、これまでに実施した監査での知見を活用し、本件措置請求において述べられている事実関係について確認した。

第4 監査の結果

1 事実の確認

(1) 前回措置請求との比較について

請求人は、次のア及びイに記載のとおり、2つの特殊勤務手当が支給されていることが、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年8月11日広島市条例第21号。以下「特勤条例」という。）及び職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和57年広島市規則第22号。以下「特勤規則」という。）の解釈を誤った違法又は不当な財務会計上の行為であると主張していると認められるが、これらは後記(2)から(4)までの点を除けば、前回措置請求の内容に含まされると認められる。

ア 廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当

著しい特殊性を有する「指導監督業務」に対して特殊勤務手当を支給するという特勤条例及び特勤規則であるにもかかわらず、「清掃指導員」という職名の職員全てに、月額の「廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当」を一律に支給している。

イ 清掃作業に従事する職員の特殊勤務手当

「清掃指導員」が1日に行っている全ての行為を「指導監督業務」に認定して「清掃作業に従事する職員の特殊勤務手当」を支給している。

(2) 指導監督に係る準備等の作業の特殊性について

請求人は、違法手当金返還命令等請求事件（奈良地方裁判所平成18年（行ウ）第3号）及び同控訴事件（大阪高等裁判所平成20年（行コ）第76号）を引用し、同事件の判決では、大型ごみの収集業務に付随する電話受付業務、収集経路作成業務に携わった職員に対する特殊勤務手当の支給が違法支出とされたとしている。

そして、このことを根拠として、本件措置請求における特殊勤務手当の支給について、ごみステーションにごみの取り残しがないことを確認に現地に行く作業、手書きで記

載されている数値を他の様式の書類に転記する作業、車の点検・洗車を行う作業、車検のために整備工場に運ぶ作業といったものを挙げ、これらの作業は指導監督業務とはいえず、違法支出であると主張している。

この点、奈良地裁の判決文を検分したところ、次のとおりであった。

ア 奈良市特殊勤務手当規則では、大型ごみ収集手当は、「第一事務所に勤務し、廃棄物収集作業に従事する現業職員で、大型ごみ収集作業をした者に対して、勤務 1 回につき 1 5 0 0 円。」支給することが規定されていた。

イ 外部監査報告書の記載を引用し、「大型ごみ収集手当の適用範囲は「大型ごみ収集の作業をしたもの」とされているが、実際には収集業務に付随する電話受付業務、収集経路作成業務に携わった職員に対しても支給されていた。(略) これら業務に関する「大型ごみ収集手当」の支給については、特殊勤務手当規則に定める適用範囲を明らかに拡大して解釈している。」とされていた。

ウ 「大型ごみ収集の電話受付業務及び収集経路選定業務についても大型ごみ収集手当の対象とされ、1 日当たり 3 0 0 0 円が支給されていた。これは、平成 7 年度から、大型ごみの収集方式がステーション方式（予め年間を通じて定められた時期、回数、場所を市民に通知した上、集中して収集する方式）から電話リクエスト方式（市民から電話で収集の依頼を受けて収集に行く方式）に変更されたことに伴い、電話受付業務や収集経路選定の業務が新たに発生した一方、職員の増員等の措置がとられなかったことから、従業員労組と市当局の協議の結果、これらの作業についても大型ごみ収集手当の対象とすることとされたものである。」「規則等に抵触する労働協約は、規則等の改廃によりこれとの整合性を保つ形とされて初めて効力を認められていると解されることからすれば、慣行により手当の支給に適性が認められる余地はないと解すべきであるから、(略) 平成 1 6 年 1 1 月から同 1 7 年 3 月の間にされた(略) 大型ごみ収集手当の支給は、(略) 規則に基づかないものとして、違法というべきである。」とされていた。

つまり、規則上「大型ごみ収集の作業をした者」に支給される「大型ごみ収集手当」が、「大型ごみ収集の電話受付業務及び収集経路選定業務」を対象として支給されていたことについて、「規則に基づかないものとして、違法」と判断しているだけで、電話受付業務や収集経路選定業務が特殊勤務手当の対象となる特殊性を有するかどうかについて、判示されているとは認められなかった(大阪高裁判決も同旨)。

(3) 「監督業務」が清掃作業に従事する職員の特殊勤務手当の対象となる「指導業務」に含まれるかどうかについて

請求人は、特勤条例及び特勤規則の規定からは清掃指導員の仕事には「清掃作業の指導監督業務」という業務が含まれているものの、「清掃作業に従事する職員の特殊勤務

手当」の対象は「指導業務」であって「監督業務」は対象としていないと主張している。

この点、特勤条例及び特勤規則の改正状況について確認したところ、その改正の過程において、「指導監督」から「指導業務」へと規定の整備がなされたにすぎず、その用語の差異により手当の対象とする業務の範囲に差が生じているとは認められなかった。

(4) 廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当及び清掃作業等に従事する職員の特殊勤務手当の支給について  
広島市中環境事業所及び同佐伯環境事業所における令和 4 年 1 1 月分の支給事務について、清掃指導員業務日誌等を確認したところ、休暇等により清掃指導員として従事していない日を除く全ての日について業務日誌が作成されており、業務日誌の記載内容や職員への聴取りなどから、清掃指導員が特勤条例及び特勤規則に規定された業務に従事したと確認できた日を基礎としてこれらの手当が支給されていた。

(5) 前回措置請求との類似性について  
以上から、本件措置請求に対する判断の基となる事実関係は、上記(2)から(4)までのとおりのほか、前回監査結果において確認した事実関係に包含されるものと認める。

2 判断

上記 1 (2) から(4) までの事実関係は、前回監査結果において確認した事実関係に反するものではなかったことから、前回監査結果における判断をもって、本件措置請求に対する判断とする。

3 結論

請求人の行った本件措置請求については、理由がないものであり、請求を棄却する。

(別添)

広島市監査公表第 2 9 号

令和 4 年 7 月 7 日

令和 4 年 5 月 9 日付け第 2 0 3 号で受け付けた広島市職員に関する措置請求について、その監査結果を地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 2 条第 5 項の規定により、別紙のとおり公表する。

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
同 井 戸 陽 子  
同 山 路 英 男  
同 山 内 正 晃

別紙

広 監 第 7 1 号

令和 4 年 7 月 7 日

請求人



(略)

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
 同 井 戸 陽 子  
 同 山 路 英 男  
 同 山 内 正 晃

**広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について  
 (通知)**

令和4年5月9日付け第203号で受け付けた広島市職員に関する措置請求（以下「本件措置請求」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

**第1 請求の要旨**

請求の要旨は、請求書の記載内容から抜粋引用すると、大要は次のとおり。

**清掃作業の指導監督業務に係る特殊勤務手当支給に関する措置請求**

**(1) 監査請求の概要**

広島市では、「職員の特殊勤務手当に関する条例」（以下、「条例」という。）及び「職員の特殊勤務手当の支給に関する規則」（以下、「規則」という。）により、以下の通り規定されています。

- 「廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当」として、環境局に勤務する職員の行う、清掃作業の指導監督業務に月額5,500円を支給する。
- 「清掃作業等に従事する職員の特殊勤務手当」として、(1)ごみ及びがれきの収集に関する指導業務、(2)ごみの焼却処分に関する指導業務、(3)ごみ及びがれきの埋立処分に関する指導業務、(4)し尿の収集に関する指導業務、(5)し尿浄化槽の維持管理に関する指導業務を、あらかじめ定められた勤務時間以上従事したときに、日額1,310円を支給する。

このことにより、職名が「清掃指導員」である職員に、出勤したすべての月に対して月額5,500円（16日以上出勤の場合）、出勤する日ごとに1,310円（勤務が通常行われる日の勤務時間の場合）の特殊勤務手当が支給されています。

他都市では、「著しく特殊」な業務ではないとして支給のない手当が、広島市では、ひと月に21日勤務した場合、月額5,500円+日額1,310円×21日=33,010円支給されています。

しかし、その支給は、以下に記述の通り、条例及び規則に照らして不適切な支給であり、かつ給与の情勢適応の原則などに照らしても不適切であることから、是正を求めて監査請求するものです。

ア) 規則が禁止している「併給」を行っていること。

規則第26条は、「廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当（別表第3の(1)の表第2種の項第3号に掲げる運転業務又は収集作業に従事したときに支給されるものを除く。）については、月額の特務手当と日額をもつて定められている特殊勤務手当（以下「日額の特務手当」という。）を重複して支給しない。」と規定しており、塵芥車によるごみ収集作業（運転業務を含む）に従事する職員以外の職員への併給を禁止しています。

清掃指導員は、「清掃作業の指導監督業務」を行う場合、規則別表第3の(2)の表第2種の項第1号によって「廃棄物の処理作業等に従事する職員」となります。（「処理作業等」の「等」が「清掃作業の指導監督業務」と考えられます。）

そこで、「廃棄物の処理作業等に従事する職員」たる清掃指導員には、月額と日額の特務手当を併給できないと規定されており、日額と月額の併給を行うことは違法・不当な財務会計処理になると考えられます。

イ) 「清掃作業の指導監督業務」以外の業務に対しても特殊勤務手当が支給されていること。

指導監督業務に携わる職員には、条例及び規則によって、「清掃作業の指導監督業務」を行う場合、特殊勤務手当が支給されることとなっています。

そこで、清掃指導員の実際の業務内容を、古い資料ではありますが、平成30年度の西環境事業所の職務分担表によって、指導係の清掃指導員について調べました。

ここで主張する主旨は、現時点の職務分担でも変わりはないと思います。

平成30年度には、西環境事業所の指導係には、4名の「清掃指導員」という職名の方がおられました。

指導係の職務分担表15項目の業務のうち、「清掃作業の指導監督」に該当すると思われる業務は、委託業務に関する業者の指導と排出指導ではないでしょうか。

その業務の割合は、A氏の場合、ご自身の全業務のうちの20%、B氏の場合は同じく25%、C氏及びD氏の場合は同じく4%です。

これは計画であって実績ではありませんが、年度の計画を立てる時には前年度以前の実績を考慮して作成してははずですので、大きな違いはないものと考えられます。

このように、職名が清掃指導員であっても、全ての職務時間を「清掃作業の指導監督」に充てている訳ではありません。

条例及び規則の規定は、「清掃作業の指導監督業務」に従事する場合に支給するとされていますので、清掃作業の指導監督業務に従事した日のみ手当を支給すべきところ、全ての出勤月において月額、全ての出勤日において日額の特務手当を支給していることは違法・不当な財務会計処理になると考えられます。

ウ) 支給対象や支給額を条例で規定せず規則に委ねたことが違法であること

他の政令指定都市を調べたところ、清掃作業の指導監督業務を「著しく特殊な業務」とはとらえておらず、特殊勤務手当は支給していません。

私たちには、指導監督業務が、「著しく危険、著しく不快、著しく不健康又は著しく業務遂行が困難で、著しく特殊である」とは思えませんので、広島市以外の政令指定都市の判断に首肯するものです。

(2) 請求の対象となる職員

広島市長及び特殊勤務手当支給に関わる職員

(3) 損害の推定

過去5年間で約7800万円

西環境事業所の指導係の4名の「清掃指導員」について、平成30年度の職務分担表で調べたところ、「清掃作業の指導監督」に該当する業務は、4名の平均として、各人の全業務の12.25%でした。

令和3年10月の特殊勤務手当の総額を推定すれば、およそ144万円で、月額支給分がおよそ26万円、日額支給分がおよそ118万円です。併給は違法・不当として月額分の全額(約26万円)、実際に清掃作業の指導監督業務に従事したのは全体の12.25%であると考え、日額分の87.75%(約104万円)は違法・不当な支給として、これらを合わせた130万円が、粗削りではありますが、違法・不当に支給されたと考えられます。

過去5年間では7800万円(130万円×12×5年)程度になると考えられます。

(4) 請求する措置

- ・ 条例の見直しにより、清掃作業の指導監督業務への特殊勤務手当を廃止すること。
- ・ 違法に支給した特殊勤務手当を返還すること。

(事実を証する事実証明書として次の書類が提出されているが、添付を省略する。)

【事実証明書1】 「職員の特務手当に関する条例」及び「職員の特務手当の支給に関する規則」のうち清掃作業の指導監督業務に係る部分

【事実証明書2】 職名が「清掃指導員」である職員に、出勤したすべての月に対して月額、出勤する日ごとに日額の特務手当が支給されている事例  
(令和3年10月西環境事業所)

【事実証明書3】 職務分担表の事例(平成30年度西環境事業所指導係)

【事実証明書4】 政令指定都市におけるごみ収集処理及び指導監督業務への特殊勤務手当の支給実態(広島市以外では指導監督業務への支給はない)

【事実証明書5】 令和3年10月の4環境事業所の清掃指導員への特殊勤務手当支給実態から推定した

1か月の特殊勤務手当のおおよその支給額(開示請求した資料に基づき、監査請求人がまとめたもの)

第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第242条第1項の所定の要件を具備するものと認め、令和4年5月27日に、同月9日付けでこれを受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述

(1) 地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

(2) これを受けて、請求人のうち1名は、次のとおり、書類を提出するとともに、令和4年6月24日、本件措置請求の要旨に沿って陳述を行い、残る2名は書類の提出もなく陳述も行わなかった。

ア 提出された書類

・ 「清掃作業の指導監督業務に係る特殊勤務手当支給に関する措置請求に係る新たな証拠の提出」

【事実証明書追加1】 清掃作業の指導監督業務に係る特殊勤務手当についての中環境事業所長及び給与課長の回答

【事実証明書追加2】 平成21年3月10日付けで奈良市監査委員に提出された「収集課の職員が行う電話受付作業等の業務に対する大型ごみ業務手当の支給」に関する住民監査請求に対する監査結果(平成21年5月8日勧告)(平成21年6月1日発行奈良市公報)(ウェブ上から)

【事実証明書追加3】 特殊勤務手当支給によって、市に損害を与えたとして、市に対して、元市長、元出納室長及び元人事課長にあわせて約4370万円と年5分の割合による金員を支払うよう請求又は賠償命令することを命ずる判決(大阪高等裁判所平成20年(行コ)第76号(平成21年5月21日判決))最高裁が上告棄却、上告不受理の決定をしたため高裁判決が確定。(ウェブ上から)

【事実証明書追加4】 奈良市の住民が住民監査請求を行い、市監査委員が特殊勤務手当の支出についての請求を棄却する旨の決定をし、その旨原告らに通知していたとのことの一

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>審判決の記載（ウェブ上から）</p> <p>【事実証明書追加5】同上住民監査請求（ごみ処理事業についての包括外部監査結果等の報告書受領後も漫然と不適正な支出を続けていた事による公金の損害金を返済するよう求めるもの）の監査結果（平成18年1月24日棄却）（平成18年2月27日発行奈良市公報）（ウェブ上から）</p> <p>【事実証明書追加6】清掃指導員勤務日誌の一例（添付を省略する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「清掃作業の指導監督業務に係る特殊勤務手当支給に関する措置請求に係る新たな証拠の提出（その2）」</li> </ul> <p>【事実証明書追加7】環境局関係の高額な特殊勤務手当を問題視して、令和2年9月9日付けで、市民団体が環境局長に提出した質問書に対して、1年後の令和3年9月8日付けで広島市がした回答</p> <p>【事実証明書追加8】「清掃指導員勤務日誌」の一例</p> <p>【事実証明書追加9】「運行日誌」の一例（添付を省略する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「清掃作業の指導監督業務に係る特殊勤務手当支給に関する措置請求に係る新たな証拠の提出（その3）」</li> </ul> <p>【事実証明書追加10】業務第一係E清掃指導員の令和3年12月の「清掃指導員勤務日誌」</p> <p>【事実証明書追加11】業務第二係F清掃指導員の令和3年12月の「清掃指導員勤務日誌」</p> <p>【事実証明書追加12】令和3年12月の中環境事業所の公用車の運行日誌（添付を省略する。）</p> <p>イ 主な陳述の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>清掃指導員の職務分担は、清掃作業の指導監督に該当する業務以外の業務の割合が多いにもかかわらず、出勤した全ての月、全ての日に対して月額及び日額の特殊勤務手当が満額支給されているのは不当であること。</li> <li>特殊勤務手当の本来の目的や支給要件を逸脱して支給しているのではないかとこの点についても監査してもらいたいと考えていること。</li> </ul> <p>2 広島市長（環境局業務部業務第一課）の意見書の提出及び陳述</p> <p>広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたと</p> | <p>ころ、令和4年6月10日付け広業一第15号により意見書が提出された。なお、陳述は行われなかった。</p> <p>意見書の主な内容は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 事実</p> <p>清掃作業の指導監督業務に従事する職員への特殊勤務手当は、職員の特殊勤務手当に関する条例及び職員の特殊勤務手当の支給に関する規則に基づき支給している。</p> <p>(2) 本市の意見の趣旨</p> <p>本件措置請求は、理由がないものである。</p> <p>(3) 本市の意見の理由</p> <p>ア 規則が禁止している「併給」を行っていることについて</p> <p>制度所管課からの見解のとおり。</p> <p>イ 「清掃作業の指導監督業務」以外の業務に対しても特殊勤務手当が支給されていることについて</p> <p>清掃指導員は、市民へのごみの分別や出し方に係る指導、事業者へのごみの排出指導、家庭ごみ収集運搬に係る指示等の指導監督業務を行っている。</p> <p>請求人は職務分担表に記載している単位業務のごく一部のみが清掃作業の指導監督業務にあたるとしているが、清掃指導員に割り振っている単位業務は、それぞれの業務が相互に関連し合っており、前述した清掃指導員による指導監督業務となるものである。</p> <p>清掃作業の指導監督を行う職員に対する月額支給の「廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当」は、前述した指導監督業務を行っている清掃指導員の職に着目して支給することとしており、勤務日数が16日以上であれば月額で、16日未満であれば日割で支給している。</p> <p>また、日額支給の「清掃作業等に従事する職員の特殊勤務手当」は、ごみ及びがれきの収集に関する指導業務に対して支給するものであり、清掃指導員が前述した業務に従事した場合に支給している。</p> <p>ウ 支給対象や支給額を条例で規定せず規則に委ねたことが違法であることについて</p> <p>制度所管課からの見解のとおり。</p> <p>以上のとおり、特殊勤務手当は、職員の特殊勤務手当に関する条例及び職員の特殊勤務手当の支給に関する規則に基づき支給しており、適正なものである。</p> <p>3 広島市長（制度所管課である企画総務局人事部給与課）の見解</p> <p>広島市長に対し、職員の特殊勤務手当に関する条例を所管する観点から見解等を求めたところ、令和4年6月9日付け広人給第20号により以下のとおり回答があった。</p> <p>(1) 制度所管課としての見解</p> <p>請求人の3点の主張に対する見解は、次のとおりである。</p> <p>ア 規則第26条においては、「廃棄物の処理作業等に従</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

事する職員の特殊勤務手当（別表第 3 の(1)の表第 2 種の項第 3 号に掲げる運転業務又は収集作業に従事したときに支給されるものを除く。）について、月額支給と日額支給の特殊勤務手当を重複して支給しないこととしているが、「清掃作業等に従事する職員の特殊勤務手当」は、「廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当」とは別の手当であることから、対象業務に従事したときに支給することができる。

イ 月額の「廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当」は継続して対象業務を行う点に着目し、その職に対して支給することとしている一方、日額の「清掃作業等に従事する職員の特殊勤務手当」は業務内容に着目し、対象業務に従事した場合に支給することとしており、それぞれ手当の性質を異にしたものとなっている。

なお、勤務実態を手当額に反映させるため、月額の「廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当」については勤務日数が 16 日未満であれば日割で、日額の「清掃作業等に従事する職員の特殊勤務手当」については正規の勤務時間が勤務が通常行われる日の勤務時間の 2 分の 1 に相当する時間である日である場合はおよそ 2 分の 1 の額を、それぞれ支給することとしている。

ウ 廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当については、条例第 12 条において対象作業を「廃棄物の処理作業等で市長の定めるもの」とし、手当額は「作業に従事した日 1 日につき 730 円の範囲内又は勤務 1 か月につき 9,150 円の範囲内で市長が定める額」と、上限額を条例に定めた上で、規則で具体的事項を定めている。これは、給与条例主義のもと、上限額を議会の議決に基づく条例で決定することによって、議会による民主的統制を及ぼすという住民自治の原則にかなうものである。

(2) 特殊勤務手当支給に関する各課等への指導状況

各所属において行う支給事務については、職員向けのネットワーク内に給与の手引及び給与等支給事務の手引を掲載し、職員が閲覧できるようにするとともに、毎年度、職員向けに説明会を実施し、周知徹底を図っている。

4 監査対象事項

請求人は、市が環境事業所の清掃指導員に対し「廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当」（月額 5,500 円）及び「清掃作業等に従事する職員の特殊勤務手当」（日額 1,310 円）を支給していることについて、これらの手当の支給対象業務に従事していない日に対しても当該手当を支給していると考えられることなどから、違法に支給した手当を返還させるとともに、条例及び規則を見直すことを主張していると認められる。

このため、職員措置請求書に添付された事実証明書にあった広島市西環境事業所における令和 3 年 10 月分を例として、環境事業所の清掃指導員に対する「廃棄物の処理作業等

に従事する職員の特殊勤務手当」及び「清掃作業等に従事する職員の特殊勤務手当」の支給について、違法又は不当な点はないか監査する。

5 監査の実施内容

請求人から提出された広島市職員措置請求書及び事実を証する書類、請求人の陳述の内容、広島市長から提出された意見書のほか関係書類を確認するとともに、関係職員への聴取りを行うなどして監査した。

第 4 監査の結果

1 事実の確認

(1) 特殊勤務手当に係る本市の条例等の規定について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定めることとされ、本市では一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月 30 日広島市条例第 62 号。以下「給与条例」という。）第 12 条第 2 項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 26 年 8 月 11 日広島市条例第 21 号。以下「特勤条例」という。）により特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるとともに、特勤条例第 29 条の規定に基づき、必要な事項を職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和 57 年広島市規則第 22 号。以下「特勤規則」という。）において定めている。

本件請求にある廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当（以下「廃棄物特勤手当」という。）及び清掃作業等に従事する職員の特殊勤務手当（以下「清掃特勤手当」という。）はそれぞれ特勤条例第 12 条及び第 13 条に規定され、それぞれの手当の支給に関し必要な事項は特勤規則第 11 条及び第 12 条に規定されるとともに、廃棄物特勤手当については、特勤規則第 26 条において、日額の手当と月額の手当との併給ができないこととされるほか、特勤規則第 27 条の規定では、月額の手当について日数が足りない場合の減額が定められ、また、月額の手当を除く手当については、特勤規則第 29 条の規定により所定の実績簿の記録に基づき支給されることとされている。

給与条例、特勤条例及び特勤規則における廃棄物特勤手当及び清掃特勤手当の規定を抜粋すると、次のとおりである（清掃作業の指導監督業務に従事する職員に適用される主な部分に下線を付している。）。

ア 廃棄物特勤手当

| 条文       |                                                                                                                                      |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 給与<br>条例 | (特殊勤務手当)<br>第 12 条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。 |
|          | 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、                                                                                                              |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 特勤条例 | <p>(廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第12条 廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 廃棄物の処理作業、し尿浄化槽の検査作業、と畜場内における作業等で市長の定めるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号の作業 作業に従事した日1日につき730円の範囲内又は勤務1か月につき9,150円の範囲内で市長が定める額</p> <p>(2) (略)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|      | <p>(廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第11条 条例第12条第1項第1号に規定する市長の定める作業は、別表第3の(1)の表及び(2)の表の支給対象となる作業欄に掲げる作業とし、同条第2項第1号に規定する市長が定める額は、別表第3の(1)の表の支給日額欄及び別表第3の(2)の表の支給月額欄に掲げる額とする。</p> <p>(併給禁止)</p> <p>第26条 廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当(別表第3の(1)の表第2種の項第3号に掲げる運転業務又は収集作業に従事したときに支給されるものを除く。)については、月額の特典勤務手当と日額をもつて定められている特典勤務手当(以下「日額の特典勤務手当」という。)を重複して支給しない。</p> <p>2~4 (略)</p> <p>(手当の減額)</p> <p>第27条 月額の特典勤務手当(夜間学級担当教育職員の特殊勤務手当を除く。)を支給する場合において、職員が、次の各号のいずれかに該当する場合の当該手当の額は、当該各号の規定により算出した額とする。</p> <p>(1) 月額の特典勤務手当の支給される職員の勤務した日数がその月について16日に満たない場合 16日と現に勤務した日数とを基礎とする日割計算により算出した額</p> <p>(2)~(3) (略)</p> <p>2 日額の特典勤務手当のうち、次に掲げる特典勤務手当の支給される作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合における当該手当の額は、条例又はこの規則の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>(6)~(7) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(特典勤務実績簿)</p> <p>第29条 特典勤務手当(月額の特典勤務手当を除く。)の支給に関しては、所定の実績簿(略)に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。</p> |

別表第3 (第11条関係)

廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当

(1)

| 種別  | 支給対象となる作業 | 支給日額 |
|-----|-----------|------|
| 第1種 | (略)       | (略)  |
| 第2種 | 1~2 (略)   |      |

|     |                                                                                  |      |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------|------|
|     | 3 環境局に勤務する職員の行うじんかい車(ごみの収集作業に従事するため同乗する職員の数1のものに限る。)の運転業務又は当該じんかい車への同乗によるごみの収集作業 | 550円 |
| 第3種 | (略)                                                                              | (略)  |

(2)

| 種別  | 支給対象となる作業                                                                             | 支給日額   |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 第1種 | 1 環境局に勤務する職員の行うごみの収集作業(次号に掲げる収集作業を除く。)及びごみの処分作業<br>2 別表第3の(1)の表第2種の項第3号に掲げる運転業務及び収集作業 | 7,900円 |
| 第2種 | 1 環境局に勤務する職員の行うごみ運搬車の運転業務(第1種の項第2号に掲げる運転業務を除く。)及び清掃作業の指導監督業務<br>2 (略)                 | 5,500円 |

イ 清掃特典手当

|      | 条文                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |      |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 給与条例 | <p>(特典勤務手当)</p> <p>第12条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特典勤務手当を支給する。</p> <p>2 特典勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特典勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>                                                                                                                                                                                                 |      |
|      | <p>(清掃作業等に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第13条 清掃作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、清掃作業に従事する職員が市長の定める作業の基準を超えて清掃作業に従事したとき、又は清掃作業の指導監督を行う職員が市長の定める業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、作業又は業務に従事した日1日につき1,590円(12月29日から翌年の1月3日までの間については、2,390円)の範囲内で市長が定める。</p>                                                                                                                                                                            | 特勤条例 |
| 特勤規則 | <p>(清掃作業等に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 条例第13条第1項後段に規定する市長の定める業務に従事したときは、次に掲げる業務にあらかじめ定められた勤務時間以上従事したときとする。</p> <p>(1) ごみ及びがれきの収集に関する指導業務</p> <p>(2) ごみの焼却処分に関する指導業務</p> <p>(3) ごみ及びがれきの埋立処分に関する指導業務</p> <p>(4)~(5) (略)</p> <p>3 条例第13条第2項の規定により市長が定める額は、作業又は業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項各号に掲げる業務にあらかじめ定められた勤務時間以上従事したとき1,310円(正規の勤務時間が勤務が通常行われる日の勤務時</p> |      |

間の 2 分の 1 に相当する時間である日及びこれに相当する日については、6 6 0 円)

4 (略)  
(特殊勤務実績簿)

第 2 9 条 特殊勤務手当 (月額の特特殊勤務手当を除く。)の支給に関しては、所定の実績簿 (略) に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

(2) 技能業務職員に対する給与等の支給に係る制度について  
地方公務員法第 5 7 条に規定する単純な労働に雇用される職員、すなわち本市の清掃に携わる職員の多くが該当する技能業務職員の給与については、地方公営企業等の労働関係に関する法律 (昭和 2 7 年法律第 2 8 9 号) 附則第 5 項において準用する地方公営企業法 (昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号) 第 3 9 条において地方公務員法第 2 4 条の規定が適用除外されるとともに、同項において準用する地方公営企業法第 3 8 条第 4 項の規定により定められた給与条例附則第 4 項では、給与条例の給料表の適用を受ける職員の給与を基準とし、その職務と責任の特殊性を考慮して、別に定めるとされ、これを受け、技能業務職員の給与に関する規則 (昭和 3 2 年広島市規則第 7 5 号) において技能業務職給料表を定めるとともに、技能業務職員に対する給与の種類、額、支給条件及び支給方法については、同規則に定めるものを除くほか、給与条例の適用を受ける職員の例によるとされている。

(3) 清掃指導員が行う「清掃作業の指導監督業務」に係る廃棄物特勤手当及び清掃特勤手当の支給の趣旨及び要件について

条例及び規則の規定の内容や関係課等からの聴取りなどを踏まえ、次のことが認められる。

ア 清掃作業の指導監督業務は、月額の特勤手当の支給対象となっている (特勤条例第 1 2 条第 1 項第 1 号並びに特勤規則第 1 1 条及び別表第 3 の(2)の表第 2 種第 1 号)。

廃棄物特勤手当は、その作業の不快性、不健康性等を考慮して、特勤条例において、その作業に従事した職員に月額又は日額で支給するよう設けられたもので、支給について、特に、日額のほか、月額が設けられたのは、その作業を日々継続して行うことを通例とするという点に着目して設けられたものと解することができる。

次に、清掃作業の指導監督業務は、市民へのごみの分別や出し方に係る指導、事業者へのごみの排出指導、家庭ごみの収集運搬に係る指示等に係る業務であるとされるが、その際、個々具体の単位業務のみにとどまらず、指導監督の場所や方法を問わず、その準備や整理も含め、それぞれが相互に関連し合っ一連の指導監督業務を成していると理解され、運用されている。

イ また、清掃作業の指導監督業務は、日額の特勤手当 (特勤条例第 1 3 条第 1 項並びに特勤規則第 1 2 条第 2 項及び第 3 項第 2 号) の支給対象にもなっている。な

お、この清掃特勤手当とアの廃棄物特勤手当とは、それぞれの手当の支給趣旨が異なることから、併給は禁じられていない。

この清掃作業の指導監督業務に係る清掃特勤手当は、その業務の困難性を考慮して、特勤条例において、その業務に従事した職員に日額で支給するよう設けられたものである。

次に、この手当の支給対象となる清掃作業の指導監督業務として、ごみ及びがれきの収集に関する指導業務などが特勤規則で掲げられ、その内容は、市民へのごみの分別や出し方に係る指導、事業者へのごみの排出指導、家庭ごみの収集運搬に係る指示等の業務であるとされるが、その際、アの廃棄物特勤手当の場合と同様に、個々具体の単位業務のみにとどまらず、それぞれが相互に関連し合っ一連の指導監督業務を成していると理解され、運用されている。

なお、この清掃特勤手当の支給に当たっては、指導業務にあらかじめ定められた勤務時間 (すなわち 7 時間 4 5 分) に従事したときに支給するとされているほか、所定の実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給されることになっている。

(4) 環境事業所における廃棄物特勤手当及び清掃特勤手当の支給について

広島市西環境事業所における令和 3 年 1 0 月分の支給事務について確認したところ、休暇等により清掃指導員として従事していない日を除く全ての日について、清掃指導員業務日誌が作成されており、当該業務日誌には、一部に所内での作業内容について詳細な記載がないものも見受けられたが、業務日誌の記載内容や職員への聴取りなどから、清掃指導員が清掃作業の指導監督業務に従事したと確認できた日を基礎としてこれらの手当が支給されていた。

2 判断

清掃指導員が行う指導監督業務に係る特殊勤務手当については、月額の特勤手当及び日額の特勤手当の 2 つの手当がそれぞれ支給要件を満たせば支給されることとなっている。

月額の特勤手当の支給については、その業務を日々継続して行うことを通例とするという点に着目して特勤条例において月額として設けられたものであり、清掃指導員が実際に行った指導監督業務について監査したところ、それらの指導監督業務に関わる業務は日々継続的に行われていると認められた。

また、日額の特勤手当の支給については、清掃作業の指導監督業務の内容として、直接的な場面での指導を核としつつも、その前後の業務を含む運用がなされている。こうした運用については、明確な基準はないものの指導業務の性格などを考慮すると、直ちに不合理であるとまではいえず、監査した限りにおいて、清掃業務といえないものが含まれてい

るとは認められなかった。加えて、支給手続についても適正に行われていた。

なお、このほか、請求人は、特勤規則で禁止されている月額と日額の特殊勤務手当の併給を行っていること及び現行の特勤条例は給与条例主義からすれば違法であると指摘しているが、これらの点についても監査した結果、前者については、規定上、月額の廃棄物特勤手当と日額の清掃特勤手当の併給は禁じられておらず、後者についても、一定の上限額を条例で定めて規則に委任している場合は給与条例主義に違反しないと解されており（同旨判決 大阪高裁平成19年10月31日）、本件においても特殊勤務手当の上限額を条例で定め、その範囲で同手当の額を定めても問題はないと考える。

以上のとおり、環境事業所の清掃指導員に対する廃棄物特勤手当及び清掃特勤手当の支給について、監査した限りにおいて、違法又は不当な点があるとまでは認められない。

### 3 結論

請求人の行った本件措置請求については、理由がないものであり、請求を棄却する。

## 第5 意見

廃棄物特勤手当及び清掃特勤手当については、現状においては、その規定の内容が複雑であることに加え、前記のとおり基準となるものがない中で前後の業務を含んだ運用がなされている、業務日誌に詳細な記載がない事例があるといった状況が認められる。

これらの手当を含む特殊勤務手当のあり方や運用については、一般に、市民の厳しい目が向けられているものであることから、市においては、このことを十分認識し、他の地方公共団体の状況も把握しながら、手当の支給対象業務の明確性の向上や支給対象となる業務の実施に係る記録の正確な作成などに意を用いて、市の特殊勤務手当に係る制度及びその運用について、市民に説明し理解を得られるよう努めていくことが望まれる。

